

## 就業規則事務取扱要領

(平成25年2月28日国海運第160号の5)

改正：(平成30年8月31日国海員第257号の5)

最終改正：(令和5年3月13日国海員第376号)

### 1. 通則

地方運輸局長が行う船員法及び船員法施行規則に関する事務のうち、就業規則の届出の受理については、この要領に定めるところによる。

### 2. 事務取扱庁

この要領に定める事務は、船舶所有者の主たる船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地の所轄地方運輸局の事務所（本局、運輸支局及び海事事務所をいう。以下、「所轄地方運輸局等」という。）において行う。

### 3. 審査

就業規則の届出があったときは、次の事項に留意して審査しなければならない。

- (1) 管内の船舶所有者であること。
- (2) 次に掲げる提出書類がそろっていること。
  - イ 別紙1様式による届出書（以下「就業規則届出書」という。）2通
  - ロ 船員就業規則（以下「就業規則」という。）2通
  - ハ 届出書に記載された使用する船員過半数で組織する労働組合の意見書（使用する船員の過半数で組織する労働組合がないときは、船員の過半数を代表する者の意見書）1通
  - ニ 船員の過半数で組織する労働組合がない場合にあつては、代表者選任の同意書又は委任状（提示）
  - ホ 就業規則を変更する場合にあつては、変更事項の新旧を記載した書類 2通
- (3) 船員就業規則に次に掲げる必要記載事項が記載されていること。
  - イ 給料その他の報酬（これらの決定及び支払方法、支払時期並びに昇給の基準を含む。）
  - ロ 労働時間（基準労働時間、休息时间、当直制及び当直の交代方法並びに交代乗船制等特殊の乗船制度をとる場合における当該乗船制を含む。）
  - ハ 休日及び休暇（付与時期、方法及び場所を含む。）
  - ニ 定員（海員の職務及び員数並びに船舶の名称、総トン数、主機の出力、航行区域又は従業区域、就航航路又は用途を含む。）
- (4) 次に掲げる事項を定めた場合にあつては、それらが記載されていること。
  - イ 食料並びに安全及び衛生
  - ロ 被服及び日用品
  - ハ 陸上における宿泊、休養、医療及び慰安の施設
  - ニ 災害補償
  - ホ 失業手当、雇止手当及び退職手当
  - ヘ 送還
  - ト 教育
  - チ 賞罰
  - リ その他の労働条件

#### 4. 受理及び事務処理

- (1) 3. による審査の結果、受理して差し支えないと認めるときは、就業規則届出書の余白に2号官庁印を押印し、1通を届出者に返却するとともに、詳細な審査後に就業規則を返却する旨、申し添えること。
- (2) 別添チェックシートにより、就業規則の内容が法令又は労働協約に定める要件に合致又は上回っているかを確認すること。
- (3) (2) の内容が担保されていない場合は、必要な是正指導を行うこと。

#### 5. 受理証明及び事務処理

- (1) 4. (2) による詳細な審査を行った結果、証明して差し支えないと認めるときは、就業規則の末尾に、次の文例を記載し、地方運輸局長印を押すこと（英文による日付の書き方については、船員法事務取扱要領 別紙二を参照すること）。なお、就業規則が英語で記載されていない場合は、英文を併記することを要しない。

「番号

本就業規則は、〇〇運輸局の受理したものであることを証明する。

This working regulation was submitted in accordance  
with Article 97 of the Mariners Act.

平成25年3月1日

Mar. 1, 2013

〇〇運輸局長



Director-General, 〇〇 District Transport Bureau」

- (2) 受理証明をした就業規則については、速やかに届出者に返却すること。また、当該就業規則を船内及び船員の労務管理の事務を行う事務所内に掲示し、又は備え置くよう指導すること。
- (3) 就業規則受理記録簿（別紙2様式）に記載すること。
- (4) 就業規則届出書、就業規則及び3. (2) ハに掲げる意見書を受理した所轄地方運輸局等において、10年間保存すること。

#### 6. その他

- (1) 運輸支局及び海事事務所に届出があった場合は、3. (2) イ及びロの写しを提出させ、4. (2) で確認したチェックシートとあわせて本局へ送付すること。
- (2) 就業規則の変更があったときは、3. から5. に準じて審査、事務処理を行うものとする。
- (3) 届出者が船内又は船員の労務管理の事務を行う事務所に掲示するため、3. (2) ロの提出部数を超えて就業規則の届出があった場合は、5. (1) に準じて処理するとともに、所轄地方運輸局等において保存する就業規則届出書の余白に当該協定書部数を記載すること。
- (4) 届出者より郵送等による手続きを希望する旨の申し出があった場合は、届出者の負担により確実に送達可能な手段が用いられるか事前に協議の上手続きを行うこと。この場合、4. (1) に規定する返却手続きの代替方法も併せて協議の上手続きを行うこと。

船員就業規則届出書

年 月 日

地方運輸局長  
運輸監理部長 殿

船舶所有者の住所  
及び氏名又は名称

主たる船員の労務  
管理の事務を行う  
事務所の所在地及  
び名称

就業規則を作成したので、船員法第97条の規定により届け出ます。

記

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 使用する船員数   | 人 |
| 2 労働組合加入者等数 | 人 |
| 3 労働組合の名称等  |   |

記載心得

- 1 労働組合加入者等数は、船員法第98条による意見書を提出した労働組合の加入者数又は船員の過半数で組織する労働組合がない場合において船員法第98条による意見書を提出した者が代表する船員の数を記載すること。
- 2 労働組合の名称等は、船員法第98条による意見書を提出した労働組合の名称又は船員の過半数で組織する労働組合がない場合において船員の過半数を代表する者の氏名及び住所並びに選出方法を記載すること。

## 就業規則受理記録簿

番 号	届出年月日	船舶所有者名	船 名	備 考

## 就業規則審査用チェックシート（一般船舶）

事業者名：

1 / 2

審査項目			可	否	備考
<b>最低規定事項</b>					
<b>1 労働時間</b>					
① 1日当たりの労働時間	通常	8時間以内	法60①		
	変形	・定期短距離頻繁船 12時間以内 ・接遇船 12時間以内 ・掘削船 11時間 ・業務繁閑船 12時間以内 ・離島航路の小型旅客船 14時間以内	法72 則48の2 則48の3 則48の4 則附則3		
② 1週間当たりの労働時間 (基準労働期間について)	通常	平均 40時間以内	法60②		
	変形 (業務繁閑船のみ)	労働日数7日で週56時間以内	則48の4②		
		労働日数6日で週48時間以内	則48の4②		
③ 基準労働期間 1年：国際航路の遠洋・近海船 9月：国内不定期航路の遠洋・近海船 並びに国際航路及び国内不定期航路の沿海船 6月：国内定期航路の遠洋・近海船 3月：国内定期航路の沿海船 並びに定期航路で700ト未満の平水船及び不定期航路の平水船 1月：定期航路で700ト以上の平水船			法60③ 則42の2 則70二		あらかじめ基準労働期間の起算日を定めている場合あり（則42の2③）
④ 変形の場合	ア	一定の期間の記載はあるか ・定期短距離頻繁船 1月以内 (内小型船は、3月以内)	法72 則48の2 則48の3 則48の4 則附則3		
		一定の期間について休日を付与しているか ・定期短距離頻繁船 1月当たり平均5日以上 (小型船は6日以上を指導) ・接遇船 1月当たり平均5日以上 ・掘削船 6週間について14日以上 ・業務繁閑船 3月以内に15日以上 ・離島航路の小型旅客船 1月当たり5日以上 (6日以上を指導)	則48の2③ 則48の3③ 則48の4③ 則附則3 則70三		
	ウ	労働時間の通知の記載はあるか	則48の4④		
⑤ 休息時間 1日の航海時間が24時間以上の場合、24時間について10時間以上の休息時間 (休息時間を2回に分けて与える場合は、連続した6時間以上の休息時間)			則70二 航海当直基準		
⑥ 航海当直割 航海当直の交代方法の記載はあるか			則70二 航海当直基準		
⑦ 交代乗船制等特殊の乗船制をとる場合における当該乗船制の記載			則70二 航海当直基準		
⑧ 18歳未満及び妊産婦の船員の夜間労働の禁止の記載はあるか			法86①② 法88の4, 88の5		
<b>2 時間外労働</b>					
① 安全臨時、特別の場合の記載はあるか。記載がある場合、令和5年4月以降、航海当直の交代・操練等が特別労働とされているか			法64①② 則42の9		
② 協定による時間外労働の記載はあるか			法64の2 則42の9の2		
<b>3 休日</b>					
① 基準労働期間について1週間当たり平均1日以上			法61		
② 変形の場合、適用された最初の1週間の初日から起算して3月以内に15日以上の休日はあるか			法72 則48の4③		
③ 基準労働期間内に与える休日日数が定められている場合、当該日数が法第60条第2項及び第61条の規定を遵守しているか			則42の2③		
④ ③付与する時期、方法、場所の記載はあるか			則70三		③によらず、補償休日と一体の休日制度を設けている場合は4⑤にて確認（船員モデル就業規則例1参照）
<b>4 補償休日</b>					
① 補償休日の記載はあるか			法62		
② 安全臨時の補償休日労働の記載はあるか			法64		
③ 協定による補償休日労働の記載はあるか			法65 則42の10		
④ 協定による補償休日労働日数は週休日と補償休日日数の合計の3分の1以内か			則42の11		
⑤ 付与する時期、場所(及び方法)の通知の記載はあるか			則42の3② 則70三		

審査項目			可	否	備考
<b>5 有給休暇</b>					
同一の事業に属する船舶において		有給休暇の日数			
①最初の有給休暇は、6ヶ月連続勤務後1年以内に	外航15日、内航10日	法74① 法75②			
②その後は1年連続勤務後1年以内に	外航25日、内航15日	法74② 法75④			
③資格発生後3ヶ月連続勤務を増すごとに	外航5日、内航3日追加	法74②、④ 法75②			
④有給休暇を与えるべき時期、方法、場所については、船舶所有者と船員の協議になっているか		法77 則70三			
⑤その他、特別な休暇等の制度を設けている場合に、当該休暇制度が記載されているか					船員モデル就業規則第38条～44条参照
<b>6 給料その他の報酬</b>					
①決定の方法は、船員の経験、能力及び職務の内容に応じているか		法52 則70一			
②本給の定め方（初任給等）		法52 則70一			
③諸手当の定め方 家族手当、職務手当、乗船手当、航海手当等		法52 則70一			
④債権と給料の支払いの債務との相殺の制限の記載はあるか		法35			
⑤支払いの方法は、全額を通貨で直接支払又は振込か		法53①、55 法56、則39の2			
⑥支払の時期（毎月1回以上の一定の期日）の記載はあるか		法53② 則70一			
⑦昇給の基準はあるか		則70一			
⑧給料その他の報酬の額は、最低賃金法を下回らないか		法59			
<b>7 割増手当</b>					
①時間外手当の記載	通常の労働時間の報酬の計算額の3割増	法66 則43一			
②補償休日労働手当の記載	通常の労働時間の報酬の計算額の4割増	法66 則43二			
<b>8 定員</b>					
①定員表（定員審査表）はあるか。海員の職務及び員数並びに船舶の名称、総トン数、主機の出力、航行区域又は従業区域、就航航路又は操業海域及び用途の記載があるか		則70四			
②船員法第60条～66条の労働時間を守るために必要な定員数か		法69			
③航海当直の時間は航行時間に合致しているか					
9 船員の意見書はあるか		法97⑤			
<b>その他規定事項</b>					
10 食料		法97②一			
11 安全及び衛生		法97②一			
12 被服		法97②二			
13 日用品		法97②二			
14 陸上における宿泊、休養、医療、慰安の施設		法97②三			
15 災害補償		法97②四			
16 失業手当		法97②五			
17 雇止手当		法97②五			
18 退職手当		法97②五			
19 送還		法97②六			
20 教育		法97②七			
21 賞罰		法97②八			
22 その他の労働条件		法97②九			